

## **VII 実施計画の変更に対する青森県環境審議会及び田子町の意見**

### **1 青森県環境審議会の意見**

別添のとおり。

### **2 田子町の意見**

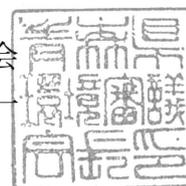
別添のとおり。

別添

平成24年11月26日

青森県知事 三 村 申 吾 殿

青森県環境審議会  
会長 福士 憲一



青森県環境審議会に対する諮問事項について（答申）

平成24年11月26日付け青環第1276号で諮問のあった下記事項については、  
審議の結果適当と認められます。

記

「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更（案）」  
について

青森県知事 三村申吾 殿

田子町長 山本晴美



青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書  
の変更に係る意見聴取について(回答)

平成24年11月12日付け青県境第161号で照会のあった標記の件について、原案のとおり決定することを適当と認めます。なお、回答に当たり、下記のとおり田子町の意見を付記します。

記

1 全般的事項

- (1) これまでのほぼ10年間にわたる特定支障除去等の実施において、計画に基づきどれだけ事業が実施出来たのか、また何が出来なかったためさらなる10年間の事業期間延長となったのかなどについて、平易な文言でもって地元住民のみならず広く県民、国民に知らせる必要があると考える。
- (2) 青森県も、次世代にこのような負の財産を残したくないという思いは、地元住民と一致していると考え。今後も次世代に負の財産を残さないという意志でもって、地元住民と一緒に行動していただきたい。
- (3) これまで既に実施計画策定・変更時に当町では様々な観点から意見を申し上げてきており、その意見の趣旨及び当町の願いについては、青森県においては十分斟酌してきていただいたことに感謝するとともに、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。



## 2 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (2)長期的対策(平成17年度以降)」について

現場内の汚染水を揚水浄化する方法については、3年程度経過後に中間評価を行い必要に応じて見直すとしているが、その見直し方法や内容については、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の場のみならず、直接地元住民に説明をし、意見や要望を聞き入れていただきたい。このことは、安全・安心の観点からは10年という十分なる対策の期間を設ける変更実施計画の考え方を評価する考えとともに、農業経営者を中心とする住民においては、風評被害防止の観点などからもっと早く対策を終了してもらいたいという願いもあることから、より早く汚染浄化を終了できる技術的検討も継続的に行うべきことと考える。

なお、「現場は一つ」という考えに基づき、岩手県側から流入する地下水の対策については、両県が十分意思疎通、連携、技術的知見の共有をもって今後対処しつつ、とりわけ岩手県における変更実施計画案では、平成25年度以降およそ5年間で対策を終了するとされていることから、その終了後においても、両県の連携、責任の体制を継続すべきことと考えている。また、5年後に岩手県の実施計画に基づく事業が終了したときにおいて、流入防止対策として設置した鋼矢板については、より安全的観点から、地元としては青森県の対策が終了するまでは残置すべきものとする。

## 3 「Ⅲ特定産業廃棄物に起因する支障の除去の方法 4汚染拡散防止対策 (3)汚染拡散防止対策の終了」について

「2県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議 (2)協議会の了承が得られた実施計画の変更内容 ②現場の最終的な保全目標は、地下水、表流水、大気及び騒音については環境基準以下、土壌については周辺環境と同等となるように汚染拡散防止対策に取り組む。」という考え方と同様、「現場周辺地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下」という汚染防止対策終了の考え方を是非とも堅持すべきものとする。これは、不法投棄現場が元来自然林であったところで、他の不法投棄事例に見られるような廃棄物の処分場でなかったことからでもあり、また、岩手県の実施計画においても「支障の除去の完了確認は、各種環境基準への適合」となっていることとの整合においても、必然の帰結と考える。

なお、以前から申し上げているように、今後、1,4-ジオキサンのような現行実施計画の考慮の対象となっていない新たな物質が環境基準等の規制の対象となった場合及び基準値等の改定により規制が厳しくなった場合には、過去にさかのぼり、汚染拡散防止対策のみならず、撤去などの対策を講じるべきと考える。